玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年八月十四日

内閣総理大臣　麻生　太郎

政令第二百十一号

玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第六条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令（平成十七年政令第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条第一項中「平成二十一年八月三十一日」を「平成二十二年八月三十一日」に改める。

別表中「一〇・六％」を「九・六％」に改める。

附　則

この政令は、平成二十一年九月一日から施行する。

財務大臣　与謝野　馨
内閣総理大臣　麻生　太郎

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年八月十四日

内閣総理大臣　麻生　太郎

政令第二百十二号

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十二号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十一年十一月一日とする。ただし、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）目次の改正規定、同法第六章の三の章名の改正規定、同法第五十五条の十及び第五十五条の十一の改正規定（第七章中同条を第五十五条の十三とする部分に限る。）、同法第六章の三中第五十五条の十一の次に一条を加える改正規定並びに同法第七十一条の改正規定（同条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に一号を加える部分に限る。）の施行期日は、平成二十二年四月一日とする。

財務大臣　与謝野　馨
経済産業大臣　二階　俊博
内閣総理大臣　麻生　太郎

外国為替令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年八月十四日

内閣総理大臣　麻生　太郎

政令第二百十三号

外国為替令等の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十二号）の施行に伴い、並びに外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十七条第三号、第二十条第十一号、第二十五条第一項、第三項、第四項及び第六項、第二十五条の二第四項、第四十八条第一項、第五十四条第一項、第五十五条の八、第六十九条の三第一項、第六十九条の五並びに第六十九条の六第二項、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二条第二号並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（外国為替令の一部改正）

第一条　外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六条」を「第二十七条」に改める。

第七条第二号中「第二十五条第四項」を「第二十五条第六項」に改める。

第九条第一項第二号ロ中「売買に関する取引」を「売買、貸借又は贈与に関する取引」に改める。

第十七条第一項中「第二十五条第一項第一号」を「第二十五条第一項」に改め、「係る技術」の下に「（次項及び第十八条の二第一項において「特定技術」という。）」を加え、「地域」を「外国」に改め、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、「第二十五条第一項」の下に「又は第四項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「居住者が」を削り、「第二十五条第一項」の下に「又は第四項」を加え、「ときは」を「者は」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第二十五条第一項第二号」を「第二十五条第四項」に改め、「伴う貨物の売買」の下に「、貸借又は贈与」を加え、同項第一号中「売買」の下に「、貸借又は贈与」を加え、同項第二号中「売買」の下に「、貸借又は贈与」を加え、同号イ中「無人航空機（ロ」を「無人航空機であつてその射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のもの（ロ及び第二十七条第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第二十五条第三項第一号に定める行為をしようとする者（当該行為に係る特定技術を提供することを目的とする取引について同条第一項の許可を受けている者を除く。）は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、経済産業大臣が当該行為の主体、内容その他からみて法の目的を達成するため特に支障がないと認めて指定した行為については、この限りでない。

第十八条第一項及び第二項中「第二十五条第三項」を「第二十五条第五項」に改め、同条第三項中「第二十五条第四項」を「第二十五条第六項」に改める。

第十八条の二の見出しを「（税関長の確認等）」に改め、同条を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

税関長は、経済産業大臣の指示に従い、特定技術を内容とする情報が記載され、又は記録された文書、図画又は記録媒体を輸出しようとする者が第十七条第二項の規定による許可を受けていること又は当該許可を受けることを要しないことを確認しなければならない。

2　税関長は、前項の規定による確認をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、その結果を経済産業大臣に通知するものとする。

第十八条の三第一項中「第二十五条第四項」を「第二十五条第六項」に改める。

第十八条の八第一項中「及び第四章」を「、第四章及び第六章の三」に改める。

第二十六条第六号中「第二十五条第三項」を「第二十五条第五項」に改める。